



捕鯨船第一京丸陸揚げ

目次

トピックス.....	2	くじらの博物館便り.....	8
姉妹都市ブルームコーナー.....	4	お知らせ.....	10
住民福祉課便り.....	6	保健衛生関係予定表.....	12

～捕鯨船第一京丸が陸揚げされました～

平成 24 年 2 月 18 日（土）、捕鯨船第一京丸が太地町くじら浜公園に陸揚げされました。

今回陸揚げされた第一京丸は、北洋・南氷洋捕鯨で活躍した船で全長が 69.15 m、総重量が 1150 トンあり、共同船舶株式会社から太地町が譲り受けました。

また、この捕鯨船は、船内、外観、エンジン、厨房の食器なども操業していた当時のまま残す予定です。そのため、内部の一般公開は行わず、外部からの見学のみになります。

当日の作業現場には、この吊り上げ作業を一目見ようとたくさんの見物客が集まっていました。



作業段階①



作業段階②



作業段階③



作業段階④

～石垣記念館絵画展表彰式を行いました～

平成 24 年 2 月 21 日（火）、役場 2 階応接室で平成 23 年度石垣記念館絵画展表彰式が行われました。

今年の絵画展には 27 点の応募があり、次の方々が受賞されました。

町長賞	尾中清臣さん、山本千尋さん 田中翔代さん
教育長賞	前田稔夫さん、中山かほりさん 瀧谷好美さん



～保育所・幼稚園合同消防訓練～

平成 24 年 2 月 28 日（火）、太地幼稚園園庭で、保育所・幼稚園合同の火災避難訓練が行われました。

子どもたちは、先生の指示に従いながら、ハンカチを口にあて、姿勢を低くして避難していました。

また、訓練終了後は、幼稚園の一室で実際の火災時の煙を想定した煙の体験をしたり、消防ホースを使って実際に放水体験もしました。

最後には、消防自動車の見学も行い、子どもたちに消防活動について知ってもらう良い機会となりました。



煙 体 験



放 水



We Love Broome!! ～姉妹都市ブルームのコーナー～

今月で、昨年太地を訪問したセント・メアリーズ・カレッジの生徒の感想文は最後になります。生徒一人一人の言葉から、太地とブルームの絆の強さや異文化を体験することの大切さ、そして何よりも、2つの町の未来を担う子どもたちが交流することの意味が伝わってきますね。

みなさんこんにちは、私の名前はアビー・フォードです。私は最近、私の他に5名の生徒と3名の先生方の団体で太地を訪問しました。この訪問は人生が変わるような、忘れられない経験の一つになりました。

日本で私が非常に感銘を受けたのは、したたかで独特な文化です。この訪問で、私たちは伝統的な茶道を体験させていただきました。私たちは特別に、太地の中心部にあるお寺の中に入れていただきました。茶道をしてくださった女性たちは、座り方や茶碗の持ち方、抹茶の混ぜ方、お茶の道具の洗い方などを教えてくださいました。これら作法はすべて非常に丁寧に行われていました。もっとも、結局ホストファミリーが教えてくれたとおり、抹茶は私たちには飲めたものではなかったのですが…。

私たちは日本の捕鯨文化についての展示を見に行き、太地にいくつかの神社があり、人間の生命の維持を支えてくれている鯨に感謝する祭りが毎年行われていることに驚きました。私は鯨が太地の人々にとってどれだけ大切かということを知りました。鯨は彼らの文化の主要部分なのです。

町主催の歓迎パーティーで、私たちは浴衣を着せていただき、太地の人々に歓迎していただきました。私たちのために多くの芸能を披露してくださったのですが、その中の一つに「鯨太鼓」がありました。彼らには鯨に捧げる音楽の芸能でもあるのです。

そこで私たちは彼らの芸能披露に應えるために相談しました。「マッカリーナ」という曲を太地の生徒たちと一緒にステージで踊った時、会場は最も盛り上がり、町長さんや町議会議員の方々を含む会場のみなさんがリズムに乗ってくれました。

もう一つ、本当に印象に残ったことは、人々の礼儀正しさです。道路はとてもきれいで、きちんと整備されていました。たとえば、パース市内の駅で電車に乗る時には、どこでも騒音で考え事にもほとんど集中できません。しかし日本では、駅はとても静かで、彼らは静けさを礼儀作法としてとらえていることがわかります。また、だれも急いだりしません。日本の人々はみんなプラットホームま

で静かに歩いて行きます。私たちとは違うこのような文化の中に身を置くことは素晴らしい体験でした。

私がこの交流で一番楽しかったことは、日本語を学び、話すことだったと思います。私はこの訪問の前から、放課後にいくつか授業をとっていましたが、日本にいる一週間程度の間にオーストラリアで学ぶ二か月分と同じくらいのことを集中して学ぶことができました。初めはいくつかの単語がわかり、少しだけ書くことができる程度から始まったのですが、この旅行が終わるころには、水の入ったペットボトルに書かれた丸ごと一文を読めるようになっていて、自分でも驚きました。私たちにとってはどれをとっても勉強になりました。

私のホストファミリーは素晴らしかったです。私は細野弘奈ちゃん、弟のゆうと君、お母さんのえみさん、お父さんのりゅうじさんと、ウサギのベリーがいるお家に滞在しました。彼らは私を歓迎するために色々努力してくださいました。お父さんは、私が自分の言語で話せるように英語の勉強を少し始めてくださっていました。弘奈ちゃんとも家族ともとても仲良くなり、彼らのいる太地を離れたくありませんでした。

私が直面した課題の一つは食べ物に慣れることでしたが、今では日本食が大好きになりました。この交流の意義は、新しいものに挑戦すること、違う文化を体験し、人々と接することだと思います。

最も印象的だったことは、ホストファミリーと過ごしたことと、広島の平和記念公園の見学です。そこで深く心を痛めました。この経験を決して忘れないでしよう。

私はセント・メアリー校の親善大使としての役割を果たしました。私はこの訪問に責任があり、多くのことを学んだと思います。太地の人々に対しても貢献することができたと思っています。今ではこの交流の重要性、特に日本の人々にとっての意義がわかるようになりました。太地の人々はこのプログラムのために多くの努力をしてくださり、彼らは私たちが彼らにした以上のことをしてくれました。

この訪問の前は、私は太地に親戚がいないので太地には関係がないと思っていましたが、それは間違いでした。太地との関係はブルームの一人一人に当てはまるのです。私は今、この関係を強化することの大切さが理解できるようになりました。そしてこの関係の強化に関わるべきなのはセント・メアリー校の人々だけでなく、ブルームにいる全員なのです。人々はそれに気付く必要があるし、私たちはそのために努力しなければならないのです。

「日本大好き。」ありがとうございました。

次回からは太地中学校の生徒の感想文を掲載します。

Good-bye till next month...



住民福祉課便り

介護保険料 改定のお知らせ

平成24年度から平成26年度の期間における介護保険料についてのお知らせです。

介護保険料の基準額について

介護保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに決まります。

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険計画期間内の保険料の基準額は“**3,700 円**”となります。（改定前 3,023 円）

介護保険料は3年ごとに見直しを行います。平成21年度から平成23年度までの第4期計画期間の保険料基準額は3,023 円であったのに対し、第5期計画の試算では、介護保険認定者数の増加やサービス利用量の増加などにより、介護保険料基準額は3,700 円となりました。保険料額の高騰による被保険者の皆さまの大きな負担が懸念されますが、第5期介護保険事業計画の3年間のサービス見込み量により算出された保険料額基準額や、他市町村の動向等を一定の指標としました。

所得段階別 介護保険料（平成24年度～26年度）

介護保険料の基準額をもとに、所得によって下表のように1～7段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	1,850 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	1,850 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	2,775 円
特例第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.87	3,219 円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	3,700 円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.12	4,144 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	4,625 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	5,550 円

皆さまの保険料は、地域の介護サービスを賄う大切な財源です。介護保険の納付に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※介護保険料に関するお問い合わせはこちら

太地町役場住民福祉課 介護保険係 ☎59-2335



国民年金保険料の前納割引制度について



■ 保険料の前納制度とは ■

国民年金には、一定期間の保険料をあらかじめ納付できる仕組みがあります。これを保険料の前納制度といいます。この保険料の前納制度には、現金払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

前納する保険料額は、現金による毎月納付の保険料額から年四分の複利原価法で割り引かれた額が、毎年2月上旬に厚生労働省から告示されることになっています。

◎ 現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせず任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料、たとえば4分の1免除であれば、免除を受けていない4分の3の保険料について、1年分、6か月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

平成24年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $14,980 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 179,760 \text{ 円}$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると、**3,190 円**の割引となり、 $179,760 \text{ 円} - 3,190 \text{ 円} = \mathbf{176,570 \text{ 円}}$ となります。

また、6か月分の保険料を現金払いで前納すると、**730 円**の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6か月分ずつ前納すると、 $179,760 \text{ 円} - 730 \text{ 円} \times 2 = \mathbf{178,300 \text{ 円}}$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6か月前納の申込みの締切日は、4月1日から5月1日までとなっています。

◎ 口座振替による前納



口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割引され、年間で**3,770 円**の割引となります。また、6か月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,020 \text{ 円} \times 2 = \mathbf{2,040 \text{ 円}}$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月～9月分の6か月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっていますので、注意が必要です。

◎ 口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落としされます。

口座振替の早割では、年間で**600 円**、月額で**50 円**の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

★ 前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第一号被保険者が第二号被保険者または第三号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されます。

なお、保険料の前納額の告示では、年度の途中で資格喪失する人についても、それぞれの資格喪失月に応じた前納額が示されています。

お問い合わせ先

太地町役場住民福祉課 国民年金係

☎59-2335



昭和40年頃の遠見松吉氏(遠見みよ子氏提供)

最後の山見

The Last Lookouts

灯 明崎の最後の山見は、遠見松吉さんではなかったでしょうか。松吉さんの息子孝さんの妻であった遠見みよ子さんにお話を聞く機会がありました。

昭和19年に結婚したみよ子さんは、三軒家にあった遠見家で、舅松吉さんと姑ふきさんと一緒に暮らすようになりました。夜明け前に起き出す松吉さんは、草履履きの足で歩いて灯明崎の山見へ。水産共同組合が経営する「アジロ」の定置網を見張っていたそうです。山見台は灯明崎に続く階段のすぐ脇に今でも残っています。すぐそばにムシロ掛けの小屋があって、そこへみよ子さんが毎日弁当を届けました。米や麦に芋が混じったものが多かったそうです。やがて定置網の山見が廃れると、松吉さんは向島との間の渡し舟で水や魚を運んでいたそうです。昭和46年にお亡くなりになりました。

太地の鯨組ではそれぞれの役職が世襲されていたので、灯明崎の山見で目を凝らしてクジラの来遊を見張っていた人々が、明治になって遠見姓を名乗ったと考えられています。博物館に、山見が吹いたというほら貝が伝わっています。寄贈者は遠見順助さんで、娘の壽美子さんの記憶によると、順助さんの父親で、山見の経験があった遠見佐代吉さんが使っていたものだそうです。床の間に置いてあったホラ貝を、くじらの博物館初代館長の東玉次氏が受け取りに来たことを覚えていらっしゃいました。

遠見姓を名乗った太地の二人の山見、松吉さんと佐代吉さんの関係は分かっていませんが、彼らこそがおそらく最後の山見たちだったのではないのでしょうか。

くじらの博物館 新学習プログラム誕生! 「給食の竜田揚げを調査せよ!」

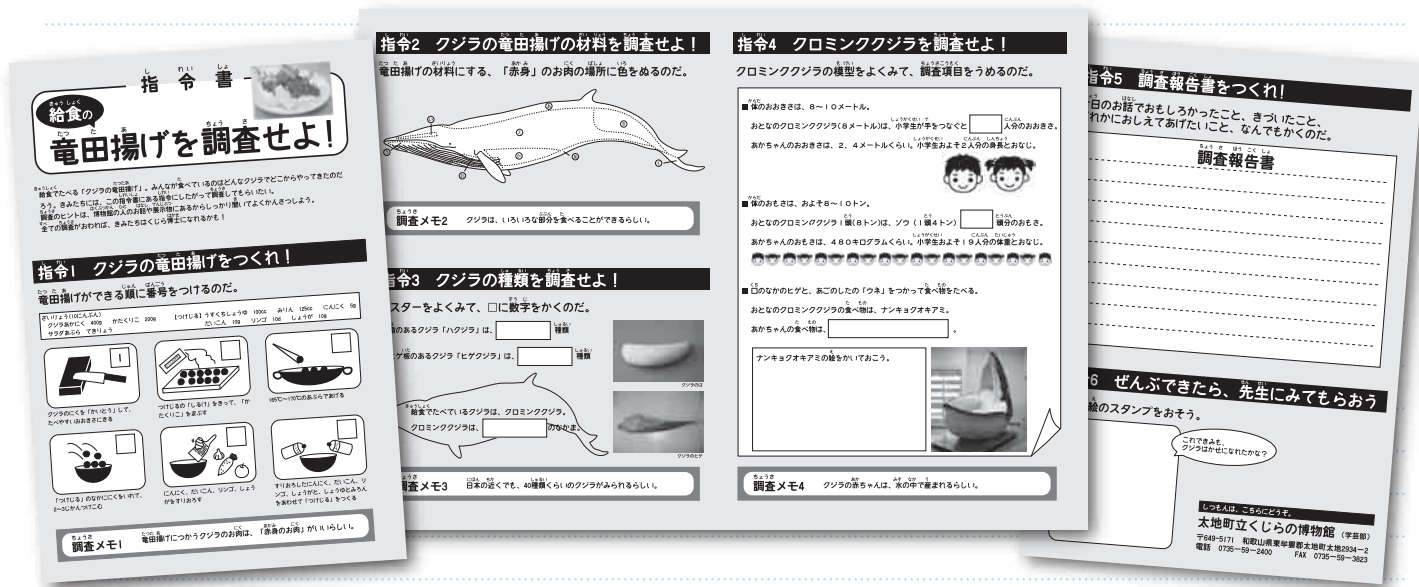


くじらの博物館学芸部は、これまで「授業に役立つ博物館」を目指して様々な学習プログラムの開発に取り組んできました。その中には、学校の先生方や子供たちと一緒に開発してきたものも少なくありません。今回のプログラム誕生の背景にもある先生からの声がありました。

「今度、授業で博物館に行くのでレクチャーしてもらえよ?」電話の声は串本町立西向小学校の校長先生。くじらの博物館では、日頃から要望があれば、博物館を訪れる学校団体に対してレクチャーや体験プログラムを提供しています。特にレクチャーは、学校団体の要望に応じて時間や内容を調整できるオーダーメイド制をとっているのが特徴です。校長先生から詳しく話を聞くと、西向小学校2年生の子供たちが給食に出てくる「くじらの竜田揚げ」を食べたのをきっかけにクジラに興味を持ち出したとのこと。「子供たちの興味を広げたい」という先生の熱意に押され、気付いたときには「では、プログラムを考えましょう」と返事していたのです。

まず、子供たちからの質問に目を通します。「竜田揚げはどうやって作るのですか?」「くじらはどのくらい大きいのですか?」「わたしたちの食べているのはどの部分ですか?」「くじらは何種類いるのですか?」など質問は多岐にわたるものでした。全部を説明しては30分という時間内には到底終わらないですし、2年生の集中力も途絶えてしまいます。テーマを絞らなくてはなりません。何か情報はないかと、太地町開発公社に相談したところ、この辺りの給食で出されている大半の肉はクロミンククジラのもので教えて頂きました。当館には立派なヒゲ板のついたクロミンククジラの頭部模型を展示しています。たくさんの鯨種を扱うのではなく、クロミンククジラに焦点をあてて、子供たちの身近にある竜田揚げからスタートして最終的にクロミンククジラという生物に導けばよいのではないかというアイデアがひらめきました。

早速、ワークシートの作成に取り掛かります。子供たちに少しでも興味を持ってもらうために言葉づかいや形式を工夫したり、体験活動を増やしたりしました。できあがったワークシートは指令書形式。子供たちには「竜田揚げ調査員」となって、次の5つの指令に従って任務を遂行してもらうという仕組みにしています。



今回のプログラムでは、従来の「こちらから知識を与える」というものではなく、実際にやってみないと答えが分からない問いかけを作っておくことを意識しました。例えば「おとなのクロミンククジラの体長は、小学2年生が手をつなぐと何人分の大きさでしょう」という問いかけ。実際にやってみなくては誰も答えを知らないのも、子供たちは積極的に取り組んでくれます。また、子供たちは教室に帰ったあとでも友達を何人が集めればすぐにクロミンククジラをつくることのできるのも、博物館体験を学校につなぐこともできるわけです。

このようにくじらの博物館では、これからも新しいプログラムの開発に努力していきます。次号では、西向小学校の子供たちの感想文と併せて、プログラムの実施報告を紹介したいと思います。(学芸員 中江 環)

お知らせ

太地いきいき
情報コーナー

メジロの捕獲許可・飼養登録

野鳥では唯一、メジロのみ愛玩飼養目的での捕獲が認められていましたが、4月からは原則捕獲禁止となります。なお、例外として野外で野鳥を観察できない高齢者等が自然とふれあう機会を設けることが必要であると認められる場合等は1世帯につき1羽のみ捕獲が許可される場合があります。

また、捕獲は原則禁止となりますが、既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養いただけます。

◇お問い合わせ

【捕獲許可】

振興局衛生環境課、串本支所保健環境課

【飼養登録】

太地町役場産業建設課

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」巡回相談

発達障害とは、脳の機能

障害が原因といわれ、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、注意欠陥多動性症候群、学習障害があります。コミュニケーションがとりづらい、落ち着がない、社会的なマナーが身につくにくいなどの行動は、本人の努力の無さや親の育て方が原因ではありません。特性を正しく理解し、個々にあった関わりを持つことで様々な力を身に付けることが可能です。和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」では、発達障害の理解、子育て、問題行動など、発達障害に関する様々な相談に応じており、今年度も東牟婁圏域の方を対象に巡回相談を行います。

◇対象 発達障害者ご本人やご家族、支援者等

◇場所 新宮保健所串本支所

◇日時 奇数月第2木曜日

※相談時間については、

午前10時～午後3時までの間で、1件1時間以内

◇問い合わせ先

愛徳医療福祉センター内

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」

Tel 073-413-3200

浄化槽管理講習会の開催についてのお知らせ

◇目的

浄化槽管理者（特に新たに管理者となる方）に対して、浄化槽に関しての手続きや保守点検、清掃、法定検査等の適正な維持管理について理解していただき、もって、公共用水域の水質保全を目指すものです。

◇受講対象者

・新規で浄化槽の設置を予定している方及び今後予定の方。

・単独浄化槽から合併処理浄化槽への変更を予定されている方。

・浄化槽を既に設置している方。

・その他浄化槽に関係のある方。

当日、受講済証書を発行

します。ので、運転免許証、健康保険証など本人確認できるものを提示願います。

◇日程

平成24年5月18日（金）

（午後7時より約1時間程度）

◇場所 太地町公民館2階

第1研修室

◇お問い合わせ

太地町役場 住民福祉課

（Tel 59-2335）又は

県庁下水道課内「和歌山

県法定検査推進協議会」

（Tel 073-441-3203）まで

浄化槽法定検査手数料の改定について

浄化槽法定検査について

は、和歌山県で唯一の指定

検査機関である和歌山県水

質保全センターにより実施

いただいているところであ

ります。今般、和歌山県水

質保全センターの検査手数

料改定により、10人槽以下

の浄化槽に係る浄化槽法第

11条に規定する検査の手数

料が平成24年4月1日以降

に検査される分より合併処

理浄化槽につき1,000

円、単独処理浄化槽につき200円がそれぞれ値下げされ次のとおりとなります。

◇改定内容

11条検査手数料（5人槽）

合併処理浄化槽

改定前 6,800円

改定後 5,800円

・単独処理浄化槽

改定前 6,000円

改定後 5,800円

※口座振替により前納される場合は、500円の減額

制度がありますので、納付額は、5,300円となります。

◇お問い合わせ

社団法人 和歌山県水質

保全センター（Tel 073-432-6433）又は

太地町役場 住民福祉課

（Tel 59-2335）まで

後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度の保

険料は、2年ごとに改定す

ることとなっていますが、

この度、和歌山県後期高齢

者医療制度の平成24・25年

度の保険料率が決定しまし

たのでお知らせします。(所得の少ない世帯の方などには、従前どおり、均等割額、所得割額が軽減されます。)

なお、被保険者の方々への保険料の通知は、所得等による軽減計算をした後に、7月頃に町から郵送いたします。

◇保険料率(年額)

平成24・25年度

均等割額 43,271円

所得割率 8.28%

【参考：平成22・23年度均等割額 42,649円
所得割率 7.91%】

※法律改正に伴い、賦課限度額(保険料の上限額)が50万円から55万円に引き上げられます。

◇お問い合わせ

和歌山県後期高齢者医療広域連合(Tel 073-428-6688)又は

太地町役場 住民福祉課 後期高齢者医療担当
(Tel 59-2335) まで

日曜・無料公証法律相談

◇日時

平成24年4月15日(日)
5月20日(日)

9時～17時

(要予約、相談無料、秘密厳守)

◇場所 新宮公証役場

◇相談員

公証人 中村 司

◇相談内容 遺言、相続、離婚問題(子の養育費、年金分割、慰謝料、財産分与)、任意後見(高齢者等の財産管理)、土地建物の賃貸借、金銭の貸借、売買、贈与、債務弁済、その他各種の契約、尊厳死宣言、会社定款など

◇お問い合わせ

新宮公証役場(Tel 21-2344)

平成24年度第1回警察官A採用試験案内

新宮警察署警察官採用試験対策セミナーの開催

◇警察官採用試験案内

1. 受験資格

警察官A(男性・女性)

昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、大学(短期大学を除く。)を卒業した人または平成25年3月末日までに卒業見込みの人

2. 第一次試験日

平成24年5月13日(日)

3. 受付期間

平成24年3月19日～同年4月16日

(申込書は、新宮警察署で配付中)

4. 採用予定人員等
警察官A

男性 40人程度
女性 5人程度

◇採用試験対策セミナーの開催案内

1. 開催日時
平成24年4月8日(日)
午前10時～午後0時頃まで

2. 開催場所
新宮警察署 3階講堂
住所 新宮市緑ヶ丘3丁目2-57

3. 内容

(1) 業務内容等について
(2) 試験科目等について
4. その他

(1) 保護者の同伴も可

(2) 資料準備の都合上、前日までに電話等で新宮警察署までご連絡ください。

◇申込書の配布およびお問い合わせ

新宮警察署警務課
Tel 0735-21-0110

小学生・高校生のための夏休み海外派遣 参加者募集

文部科学省所管の財団法人・国際青少年研修協会では、10事業の参加者を募集しています。

◇参加費

21万8千円～54万5千円

◇対象

小3～高3の方まで

◇派遣先

米国・英国・豪州・カナダ・サイパン・カンボジア・フィジー

◇内容

ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など

◇日程

7月26日(木)～8月14日(火) 8～18日間(事業により異なります)

◇お問い合わせ・資料請求
国際青少年研修協会(Tel 03-6459-4661)

議会報告

平成24年第1回太地町議会臨時会

平成24年第1回太地町議会臨時会が、2月17日に開催されました。

今臨時会には町長から、議案第1号 捕鯨船陸揚展示場整備工事(基礎) 請負契約の変更の1件が提出され、原案のとおり可決されました。

《保健衛生関係 4 月行事予定》

子育て支援関係

月 日	事業名	時 間	場 所
4 月 12 日 (木)	ちびっ子ひろば	10:00 ~ 11:00	ふれあいルーム
4 月 19 日 (木)			

健康相談

月 日	事業名	時 間	場 所
4 月 3 日 (火)	成人健康相談 (血圧測定)	10:30 ~ 11:30	公民館
		13:00 ~ 13:30	平見集会所
		14:00 ~ 15:00	老人憩の家
4 月 12 日 (木)	乳幼児身体計測	11:00 ~ 11:30	ふれあいルーム
4 月 23 日 (月)	成人健康相談 (血圧測定)	15:00 ~ 15:30	森浦集会所
4 月 25 日 (水)	乳幼児健康相談	10:00 ~ 11:30	ふれあいルーム

健診

月 日	事業名	時 間	場 所
4 月 5 日 (木)	10 か月児健診	13:00 ~ 13:10 (受付)	那智勝浦町健康福祉センター
4 月 19 日 (木)	4 か月児健診	13:00 ~ 13:10 (受付)	那智勝浦町健康福祉センター
4 月 26 日 (木)	1 歳半・3 歳半児健診	12:40 ~ 12:50 (受付)	多目的センター

健康教育

月 日	事業名	時 間	場 所
4 月 2 日 (月)	なかよし体操	13:30 ~ 15:00	東新集会所
4 月 16 日 (月)			森浦集会所
4 月 9 日 (月)			
4 月 23 日 (月)			

一白馬からお便りー【姉妹都市「白馬村」コーナー】

ニーススキージャンプ大会

二月二十六日(日曜日)、白馬ジャンプ競技場を会場に『ニーススキージャンプ子どもの日』を開催しました。ライジヒルにミニジャンプ台が設けられジャンプ体験・ジャンプ大会が、ノーマルヒルではそりりレーやランディングバーンを駆け上がる競技などが行われました。その他にもジャンプ競技場職員が作成した巨大雪像は大人気。長野県観光PRキャラクター「アルクマ」も登場し、一緒に記念写真を撮りました。当日は村内外から百人余りの親子連れが参加して行われ、会場は大いに盛り上がりしました。



住民基本台帳

(平成 24 年 2 月末日現在)

総人口 3,407 人

男 1,538 人

女 1,869 人

世帯数 1,653 世帯

(前月比: 総人口 9 人減)

世帯数 5 世帯減)

～くじらの町太地の切手シート好評発売中～

太地町を代表する風景・施設イベントの中から厳選した写真を切手にしました。

太地町立くじらの博物館でしか手に入らない、特製セミクジラのクリアファイルとセットで1,500 円での販売となります。

お問い合わせは 役場 総務課まで
TEL: 0735-59-2335

